

平成 30 年産「おいでまい」栽培者審査・認定要領

「おいでまい」委員会

(目的)

第1条 県オリジナル水稻品種「おいでまい」の普及と品質・食味を確保したブランド化を図るため、栽培実績や生育状況を把握し、今後の作付拡大地域検討等の参考にするため、平成30年産「おいでまい」栽培者を一定の要件により審査、認定するために必要な事項を定めるものとする。

(審査機関)

第2条 平成30年産「おいでまい」栽培者は、「おいでまい」委員会(以下「委員会」という。)生産振興チーム(地域部会含む)が審査し、委員会会長(以下「会長」という。)が認定することとする。

(認定の対象者)

第3条 認定の対象となる生産者は、平成30年産「おいでまい」栽培を希望する農業者、農業 法人、集落営農組織等の構成員とする。

(認定要件)

第4条 平成 30 年産「おいでまい」栽培者の審査、認定にあたり確認する事項は下記のとおりとする。

(1)栽培者が備えておくべき事項

平成 30 年産「おいでまい」栽培者として選定されるためには、以下の要件を満たすことが必要である。

- ① 乾燥機、籾摺り機、ライスグレーダー等の乾燥調製設備を装備していること(共同利用の場合は共同利用確認書(添付様式1-1)を併せて申請することとする)。ただし、平成 30 年産「おいでまい」認定栽培者への作業委託を行う者にあつては、認定申請書(様式1号)に、乾燥機・ライスグレーダーの作業委託・受託同意書(添付様式2-1)を併せて申請することで可能とする。
- ② 自家育苗をしていること。ただし、作付拡大地域においてはこの限りではない。
共同育苗の場合は、共同育苗確認書(添付様式1-2)を併せて申請することとする。また、平成 30 年産「おいでまい」認定栽培者への育苗委託を行う者にあつては、認定申請書(様式1号)に、育苗委託(購入)・受託同意書(添付様式2-2)を併せて申請することで可能とする。
- ③ 平成 29 年産水稻の 11 月末までの農産物検査実績があること。ただし、平成 29 年産「おいでまい」認定栽培者にあつては 11 月末までの「おいでまい」の農産物検査実績があること。
- ④ 平成 29 年産「おいでまい」認定栽培者については、委員会から、平成 29 年産「おいでまい」栽培者審査・認定要領第 13 条に基づき、認定の取消を受けていないこと。

(2) 栽培者が守るべき事項

- ① 委員会や県、JAが開催する講習会、研修会、検討会にできるだけ参加し、栽培管理について、指導を受ける。
- ② 田植えの時期は、「おいでまい」田植え適期マップで示された時期を目安とする(平坦部の田植えの時期は、6月20日以降とする)。
- ③ ライスグレーダーの篩目は、1.85mm以上を使用する。
- ④ 「おいでまい」の種子、苗が余った場合は、適切に処分し、決して他者に譲渡しない。また、自家採種や、有償、無償にかかわらず他者への種子譲渡は、行わない。
- ⑤ 収穫物は、農産物検査と食味分析を受け、その結果を委員会に報告する(JA出荷者については、JAがまとめて報告する)。
- ⑥ 栽培履歴を記帳する。

(3) 水稻生産に関する習熟度や栽培状況

- ① 平成30年産「おいでまい」作付申請面積
- ② 平成30年産水稻作付予定面積
- ③ 平成29年産水稻農産物検査実績
- ④ 平成29年産「おいでまい」栽培実績
 - ・「おいでまい」出荷数量
 - ・「おいでまい」農産物検査実績
- ⑤ 平成29年産「ヒノヒカリ」栽培実績
 - ・「ヒノヒカリ」出荷数量
 - ・「ヒノヒカリ」農産物検査実績

(認定の申請)

第5条 委員会は、「おいでまい」栽培をしようとする生産者を一定の期間を設けて申請を募るものとする。

2 認定を受けようとする生産者は、別に定める平成30年産「おいでまい」栽培者認定申請書(様式1号)で、会長に申請するものとする。

(募集期間)

第6条 認定を受けようとする生産者の会長への平成30年産「おいでまい」栽培者認定の申請は、平成29年10月10日から平成29年11月30日まで受け付ける。

(認定申請の取下げ)

第7条 申請者は、認定審査が行われる前までであれば、届出(様式2号)により申請を取下げることができる。

(認定の審査)

第8条 会長は、前条の申請があった場合は、認定要件に関する認定審査を、委員会生産振興チーム（地域部会含む）に行わせるものとする。

2 申請者は、認定審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

(認定)

第9条 会長は、認定要件に適合し、優先的に栽培に取り組んでもよいと認められた生産者を認定し、当該申請者に対して平成30年産「おいでまい」栽培者認定審査結果通知書(様式3号)により通知するとともに、平成30年産「おいでまい」栽培者認定証(様式4号)を交付するものとする。

2 会長は、認定審査において、認定要件に適合しない場合は認定しないものとし、供給できる種子量を上回る作付申請がある場合は、前条の水稻生産に関する習熟度や栽培状況等を勘案して、優先的に栽培に取り組んでもよいと認められない生産者は認定しないものとする。

(認定の辞退)

第10条 認定を受けた栽培者は、平成30年産の「おいでまい」栽培開始までの間であれば、届出(様式5号)により認定を辞退することができるものとする。この場合、認定者はすでに交付された平成30年産「おいでまい」栽培者認定証を会長に、「おいでまい」種子をJAに返還しなければならない。

(認定内容の変更)

第11条 認定を受けた栽培者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに平成30年産「おいでまい」栽培実施内容変更届(様式6号)等により会長に届け出なければならない。

(1) 申請書類に記載した内容に変更が生じたとき

(2) 「おいでまい」の生産を中止し、再開の見込みがないとき

2 会長は、前項の届出について、その内容が認定要件に適合しない等認定を継続することが不相当と認めるときは、関係者の意見を聴いて認定を取り消すことができる。

3 前項の規定により認定を取り消された栽培者は、第9条第1項の規定により交付を受けた「おいでまい」栽培者認定証を速やかに会長に返還しなければならない。

(報告の徴収等)

第12条 会長は、前条の規定に関わらず、特に必要があると認めるときは、認定を受けた栽培者に対して「おいでまい」に係る報告等を求めることができる。

(認定の取消)

第13条 会長は、認定を受けた栽培者が第11条に加え、次の各号のいずれかに該当するときは、関係者の意見を聴いて認定を取り消し、様式7号により通知することができる。

- (1)虚偽の申請により認定を受けたとき
- (2)前条に規定する報告等を正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否したとき
- (3)その他栽培の運用または「おいでまい」のブランド化に重大な支障を及ぼす恐れのある行為があったとき

(認定を受けた者の責務)

第14条 認定を受けた栽培者は、この栽培にあたって定められた事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意しなければならない。

- (1)周辺の他品種栽培者への周知のため、「おいでまい」栽培ほ場に委員会が製作する標示板を掲げるよう依頼があった場合は速やかに対応すること。
- (2)栽培者は、「おいでまい」の適正な栽培管理に努めること。
- (3)種子、苗の再譲渡及び自家採種を行わないこと。
- (4)農産物検査や食味計による食味分析を受け、会長に報告すること。
- (5)「おいでまい」の計画的な生産、品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。

(生産実績・栽培ほ場の報告)

第15条 認定を受けた栽培者は、平成30年産生産実績および栽培ほ場を様式8号-1および2により報告することとする。なお、JA出荷者については、その報告をJAがまとめて行うこととする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 (制定 平成29年9月20日)

この要領は、平成29年9月20日から施行する。

平成30年産「おいでまい」栽培者認定申請書

「おいでまい」委員会
会長 国分 伸二 殿

申請者
住所
法人名・氏名
集団名・代表者名
電話番号
(生産者コード) 印

このことについて、下記により認定申請します。
申請にあたっては、平成 30 年産「おいでまい」栽培実施要領を了承した上で申請することを申し添えます。また、過去の生産状況等については、地域農業再生協議会及びJAや農産物検査登録検査機関に照会し確認することを了承します。

1 申請内容

水稲作付予定面積(m ²)	「おいでまい」作付申請面積(m ²)

注) 水稲作付面積は、平成 30 年産「おいでまい」作付申請面積を含む全水稲作付予定面積(主食用米以外も含む。畦畔除く。)を記入する。

2 備えておくべき事項・守るべき事項の確認

以下の質問の回答で、「共同利用・共同育苗」を選ばれた方は添付様式1の「確認書」を、「作業委託・育苗委託」を選ばれた方は添付様式2の「同意書」を添付の上、申請してください。

1) 乾燥調製用機械の装備状況

①乾燥機 (どれかに ○ **作業委託の場合は、委託先を記載**)

自己所有、共同利用、作業委託(委託先)、その他()

②ライスグレーダー (どれかに ○ **作業委託の場合は、委託先を記載**)

自己所有、共同利用、作業委託(委託先)、その他()

篩目 1.85mm 以上使用の可否(どちらかに ○); 可・否

2) 育苗 (どれかに ○ **育苗委託の場合は、委託先を記載**)

自家育苗、共同育苗、育苗委託(委託先)、その他()

3 必要な「おいでまい」種子量の確認 必要な種子量; _____ kg

4 「おいでまい」栽培に係る作業受託についての意向確認

1) 「おいでまい」栽培に係る作業を請け負うこと

(作業受託)の可否(どちらかに○ 可の場合は、作業内容に○)

可 [育苗、乾燥、調製(ライスグレーダー)]、不可

2) 「おいでまい」の作業を依頼したい農業者へ氏名、連絡先等の紹介の可否 可・不可

「『作業受託』が可能」で、他の「おいでまい」栽培希望者へ「作業受託者として紹介が可能」と回答された方は、「おいでまい」の作業を委託したいという照会があれば、JA各地区営農センターや支店から、氏名等の情報をお知らせしますので、十分に考慮した上で記載してください

様式2号

平成 年 月 日

平成30年産「おいでまい」栽培者認定申請取下届

「おいでまい」委員会
会長 国分 伸二 殿

申請者 法人名・氏名
または
集団等名称
代表者氏名 印

先日提出しました平成 30 年産「おいでまい」栽培者認定申請については、平成 30 年産「おいでまい」栽培者審査・認定要領第7条の規定に基づき、申請の取下げを届け出ます。

なお、提出した平成 30 年産「おいでまい」栽培者認定申請書については、返却の希望はありません。

平成30年産「おいでまい」栽培者認定審査結果通知書

申請者 あて

「おいでまい」委員会
会長 国分 伸二

このことについて、下記により認定審査結果を通知します。

なお、認定された栽培者が、今後設定される平成30年産主食用米の生産数量目標等の配分状況によっては、本通知の「おいでまい」の作付認定面積を再検討の上、配付種子量で栽培可能な範囲内で、変更することは差し支えない旨、申し添えます。

記

認定・否認定	否認定の理由	「おいでまい」に関する事項	
		作付認定面積 (㎡)	配付種子量 (kg)

注意) 配付種子量については、「おいでまい」の品質・食味を維持する適正な生育や健全苗育苗のため、申請種子量を削減している場合がありますので、ご了承ください。

様式4号

平成30年産「おいでまい」栽培者認定証

法人名・氏名

または

集団等名称

代表者氏名

上記の生産者について、平成30年産「おいでまい」栽培者審査・認定要領に基づき、平成30年産「おいでまい」栽培者として認定します。

平成 年 月 日

「おいでまい」委員会
会長 国分 伸二

平成 年 月 日

平成30年産「おいでまい」栽培者認定辞退届

「おいでまい」委員会
会長 殿

認定者
住所

法人名・氏名・集団名
代表者氏名

印

平成 年 月 日に認定された平成30年産「おいでまい」栽培者の認定について、平成30年産「おいでまい」栽培者審査・認定要領第10条の規定に基づき、辞退することを届け出ます。

なお、平成30年産「おいでまい」栽培者認定証については「おいでまい」委員会に、「おいでまい」種子については香川県農業協同組合に返還します。

平成30年産「おいでまい」栽培実施内容等変更届

「おいでまい」委員会
会長 殿

申請者
住所

法人名・氏名・集団名
代表者氏名

印

平成30年産「おいでまい」栽培について、申請内容に変更があったので、平成30年産「おいでまい」栽培者審査・認定要領第11条の規定に基づき、届け出をします。

平成30年産「おいでまい」栽培者認定取消通知書

認定取消者 あて

「おいでまい」委員会
会長

このことについて、平成30年産「おいでまい」栽培者審査・認定要領第13条の規定に基づき、下記の理由により認定を取消します。

ついては、平成30年産「おいでまい」栽培者認定証を、速やかに「おいでまい」委員会に返還してください。

記

認定取消の理由；

平成30年産「おいでまい」生産実績・栽培ほ場報告書

「おいでまい」委員会
会長 殿

認定者 印

このことについて、平成30年産「おいでまい」栽培者審査・認定要領第15条の規定に基づき、下記および別添様式8号-2のとおり報告します。

記

1 生産(出荷)量	kg
2 農産物検査受検結果	1等; kg 2等; kg(落等理由;) 3等; kg(落等理由;)
3 食味分析結果	分析食味計のメーカー; 水 分; % タンパク質含有率; % 食味値(スコア);

- 注) 1 農産物検査を複数回受検した場合は、合計量を記載する。
2 食味分析を複数回受けた場合は、平均値を記載する。
3 JA出荷者については、JAがまとめて報告することとする。

